

人権コラム 心、豊かに

◆ 「こどもの日」も「母の日」？

毎年5月第2週の日曜日にある「母の日」は日ごろの母への感謝を表す日として日本でも広く浸透してきました。日本に限らず、世界の多くの国に「母の日」があり、母親に日ごろの感謝を伝える習慣があります。また、日本の「国民の祝日に関する法律」には、5月5日の「こどもの日」も「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」と定められています。このように、1年に2回“母親に感謝する日”がある日本ですが、働く“お母さん”たちの中には、様々な問題に悩んでいる人もいます。

例えば、妊娠している従業員が短時間勤務などを利用していることに対して、上司や同僚から嫌みを言われたり解雇などの不利益な取り扱いを示唆されたりするマタニティハラスメントや、職場復帰後に「子どもがいるから長時間働けない」と判断されて、働き方や待遇などが本人の希望に添っていないものになるといった問題があるのです。

しかし、社会の中でCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の意識が高まってきたこと等によって、ハラスメントに対応する相談窓口の設置や、本人の希望を取り入れた勤務形態の見直しをしたり、職場に託児施設を併設したりして職場復帰しやすい仕組みをつくるなど、働く人の育児と仕事の両立に向けた取り組みを積極的に推進している企業や団体も着実に増えてきています。

これからの社会は女性をはじめ、障がいのある人や外国人、セクシュアルマイノリティの人など多様な人たちの活躍が求められています。そうした社会の実現のためには、企業の取り組みに任せるだけでなく、私たち一人ひとりが助け合いの意識を持つことで、働くお母さんたちのみならず、全ての人が働きやすい職場環境を形成していくことができるのではないのでしょうか。